

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		犬の登録及び狂犬病予防接種についての指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		狂犬病予防法
条 項		狂犬病予防法第 4 条第 1 項及び第 3 項 第 5 条第 1 項及び第 3 項
所 管 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合によっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、市長に犬の登録を申請しなければならない。</p> <p>市長は、登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の飼い主に犬の鑑札を交付しなければならない。</p> <p>犬の所有者は、鑑札をその犬に着けておかなければならない。</p> <p>登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地等を変更したときは、30 日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。</p> <p>登録を受けた犬について所有者の変更があったときは、新所有者は、30 日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。</p> <p>犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。</p> <p>市長は、予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p> <p>犬の所有者は、注射済票をその犬に着けておかなければならない。</p>
	備 考	